

見解書・再見解書

2026年 9月 4日

吹田市長宛

事業者 住 所 大阪市平野区長吉長原西一丁目5番18-310号
氏 名 株式会社梅新京橋不動産
代表取締役 辰己 和通
電話番号 06 (6848) 9088
代理人 住 所 大阪市中央区本町四丁目8番1号
氏 名 株式会社CAST-UD 小野 智
電話番号 06 (6243) 5355
(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 ~~第4項~~ 第2項の規定により、次のとおり見解書再見解書を提出します。

開発事業の名称		(仮称)吹田市桃山台5丁目 新築計画			
事業区域の位置		吹田市 桃山台五丁目54番14、650番、651番1、651番2 春日三丁目93番8、93番123、93番124、93番125、93番126、93番127、93番128、1237番 里道			
予定建築物		☐ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☒ その他(宅地造成) 【共同住宅用地(2区画)、戸建用地(1戸)】			
意見に対する見解	別紙参照				
※受付年月日	R8年7月13日	※受付番号	第08-L-02号	※受付印	
※備考	第 8.9.-4 号				

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

2026年8月6日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 吹田市桃山台5丁目 計画				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 桃山台五丁目54番14、650番、651番1、651番2 春日三丁目93番8、93番123、93番124、93番125、 93番126、93番127、93番128、1237番、里道				
予 定 建 築 物	☐ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☒ その他(宅地造成) (共同住宅用地2区画・戸建用地1戸)				
意 見 の 内 容	別紙に記載				
※受付年月日	28年7月13日	※受付番号	第08-L02号	※受付印	
※備 考					

- 注 1. ※印のある欄は、記入しないでください。
2. □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3. 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4. この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称)吹田市桃山台5丁目 計画につきまして投函されておりました「ご近隣の皆様へ」と題する書面に
関しまして懸念事項並びに改善要望について下記の通り意見を提出いたします。

私は現在利用している舗装されていない里道について、これまでどおり継続して利用したいと考えておりま
す。

このたび、当該里道の一部について拡幅工事が予定されていると伺いました。しかし、本工事によって
従来の通行や利用に支障が生じることは、大きな影響を及ぼす為、容認できるものではありません。

つきましては、工事期間中においても、安全対策を講じうえで、可能な限り従来通り通行できるよう
必要な措置を講じていただくことを強く要望いたします。やむを得ず一時的な通行規制を行う場合には、
その期間を最小限とするとともに、事前に十分な説明を行い、利用者の配慮をお願いします。

また、工事完了後においても、これまでと同様に里道としての機能が維持され、従来どおり利用できる
状態を確保していただくことを求めます。

里道は地域住民が長年利用してきた生活道路であり、その利用が不当に制限されることのないよう
、利用者の立場を十分尊重した計画・施工を実地していただきますよう強く要望いたします。

以上

令和8年9月4日

吹田市長 様

事業主 株式会社梅新京橋不動産
お問合せ先 株式会社CAST-UD

見 解 書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、『(仮称)吹田市桃山台5丁目計画』に頂戴致しました意見書(No.1)に対して、下記の通りご回答させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い致します。

謹白

記

(仮称)吹田市桃山台5丁目 計画につきまして投函されておりました「ご近隣の皆様へ」と題する書面に関しまして懸念事項並びに改善要望について下記の通り意見を提出いたします。

私は現在利用している舗装されていない里道について、これまでどおり継続して利用したいと考えております。

このたび、当該里道の一部について拡幅工事が予定されていると伺いました。しかし、本工事によって従来の通行や利用に支障が生じることは、大きな影響を及ぼす為、容認できるものではありません。

つきましては、工事期間中においても、安全対策を講じたいと、可能な限り従来通り通行できるよう必要な処置を講じていただくことを強く要望いたします。やむを得ず一時的な通行規制を行う場合には、その期間を最小限とするとともに、事前に十分な説明を行い、利用者の配慮をお願いします。

また、工事完了後においても、これまでと同様に里道としての機能が維持され、従来通り利用できる状態を確保していただくことを求めます。

里道は地域住民が長年利用してきた生活道路であり、その利用が不当に制限されることのないよう、利用者の立場を十分尊重した計画・施工を実施していただきますよう強く要望いたします。

回答) 本計画工事につきましては、施工者が決定次第、改めてご案内いたします。

作業にあたっては、一般車両や歩行者の安全を最優先とし、既存里道のご利用に支障が出ないように配慮して進めてまいります。なお、通行規制が生じる場合は、近隣の皆様にご迷惑がかからないよう事前にお知らせいたします。

また、既存の里道につきましては、工事完了後も車両や歩行者の通行に支障が生じないように計画致します。本計画の区域外となる既存里道につきましては現状のまま維持し、開発道路(拡幅・舗装箇所)との接続部分は、段差なく車両や歩行者がこれまで通り通行できるよう接続いたします。

以上

様式第8号

意見書・再意見書

2026年 8月 10日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次の
説明報告書に対する意見書
とおり見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 吹田市桃山台5丁目 計画				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 桃山台五丁目54番14、650番、651番1、651番2 春日三丁目93番8、93番123、93番124、93番125、 93番126、93番127、93番128、1237番、里道				
予 定 建 築 物	☐ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☒ その他(宅地造成) (共同住宅用地2区画・戸建用地1戸)				
意 見 の 内 容	別紙に記載				
※受付年月日	R8年7月13日	※受付番号	第08-1-12号	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称)吹田市桃山台5丁目 計画につきまして投函されておりました「ご近隣の皆様へ」と題する書面に
関しまして懸念事項並びに改善要望について下記の通り意見を提出いたします。

私は現在利用している舗装されていない里道について、これまでどおり継続して利用したいと考えておりま
す。

- 1、事業計画地の舗装されていない里道を車両通行して利用しております。この度、里道の一部の拡幅工事を
予定されていると伺いました。工事完了後を里道を従来どおり利用できるようお願いします。
- 2、里道の一部拡幅工事後は拡幅箇所は舗装されていると思われませんが舗装されていない里道との
接道はどのようなになるのか説明を求める。
- 3、里道拡幅箇所と舗装されていない里道との高低差について不明であるので説異を求める。
高低差をつけない事を要望する。
- 4、排水について整備する事。
- 5、里道に接道できるよう、将来に開発の時に袋地にならないように要請する。

以上

令和8年9月4日

吹田市長 様

事業主 株式会社梅新京橋不動産
お問合せ先 株式会社CAST-UD

見 解 書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、『(仮称)吹田市桃山台5丁目計画』に頂戴致しました意見書(No.2)に対して、下記の通りご回答させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い致します。

謹白

記

(仮称)吹田市桃山台5丁目 計画につきまして投函されておりました「ご近隣の皆様へ」と題する書面に関しまして懸念事項並びに改善要望について下記の通り意見を提出いたします。

私は現在利用している舗装されていない里道について、これまでどおり継続して利用したいと考えております。

1. 事業計画の舗装されていない里道を車両通行して利用しております。この度、里道の一部の拡幅工事を予定されていると伺いました。工事完了後を里道を従来どおり利用できるよう要望します。
2. 里道の一部拡幅工事後は拡幅箇所は舗装されていると思われますが舗装されていない里道との接道はどのようなになるのか説明を求める。
3. 里道拡幅箇所と舗装されていない里道との高低差について不明であるので説異を求める。高低差をつけない事を要望する。

回答)既存の里道につきましては、工事完了後も車両や歩行者の通行に支障が生じないよう計画致します。本計画の区域外となる既存里道につきましては現状のまま維持し、開発道路(拡幅・舗装箇所)との接続部分は、車両や歩行者がこれまで通り通行できるよう段差なく接続いたします。

4.排水について整備する事。

回答)排水計画につきましては、近隣の皆様にご不安やご迷惑をおかけすることがないように、行政と協議を行い、その指導に基づき適切に計画してまいります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5.里道に接道できるよう、将来に開発の時に袋地にならないように要請する。

回答)将来的にご懸念されているような袋地にならないよう、里道と接道する計画と致します。工事完了後も、これまで通り自由に行き来していただけますので、ご安心ください。

以上